

広島市児童発達支援センター設置認可要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づく児童発達支援センターの設置認可について、必要な事項を定めるものとする。

(設置認可の基本方針)

第2条 児童発達支援センターの設置認可は、人口、就学前児童数、療育サービスに対する需要及び周辺の児童発達支援センターとの位置関係を十分に考慮した児童発達支援センター設置の必要性並びに良好な療育環境の確保について審査して行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 最低基準 広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成24年12月18日 広島市条例第58号）に定める基準をいう。
- (2) 管理者 児童発達支援センターの管理者をいう。
- (3) 設置認可申請者 児童発達支援センターの設置認可を受けようとする者をいう。
- (4) 休止・廃止申請者 児童発達支援センターの休止又は廃止を行おうとする者をいう。

(施設の構造及び設備等)

第4条 児童発達支援センターとして設置する施設の構造及び設備等は、最低基準に適合していなければならない。

(職員)

第5条 児童発達支援センターに配置する児童指導員及び保育士その他の職員は、最低基準に適合していなければならない。

(保健衛生)

第6条 児童発達支援センターにおいて調理業務を担当する職員については、毎月検便を実施するものとする。

(設置者)

第7条 児童発達支援センターの設置者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づいて設立された社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）
- (2) 第8条の規定に適合する者

第2章 社会福祉法人以外の者による設置認可

(審査の基準)

第8条 社会福祉法人以外の者から児童発達支援センターの設置認可に関する申請があった場合には、次に掲げる基準に照らして審査を行うものとする。

- (1) 原則として、次のア、イ又はウのいずれかに該当すること。
 - ア 児童発達支援センターの経営を行うために直接必要なすべての土地又は建物（以下「不動産」という。）について所有権を有していること。
 - イ 児童発達支援センターの経営を行うために直接必要なすべての不動産について国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けていること。
 - ウ 第10条から第13条までの規定に適合したうえで、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けていること。
- (2) 児童発達支援センターの年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当

座預金等により有していること。

(3) 次のア及びイのいずれにも該当し、又はウに該当すること。

ア 管理者が、児童発達支援センター、児童発達支援センター以外の児童福祉施設若しくは障害児通所支援事業所において2年以上勤務した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、児童発達支援センターにおけるサービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び管理者を含む運営委員会（児童発達支援センターの運営に関し、当該児童発達支援センターの設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営者に、児童発達支援センターにおけるサービスの利用者及び管理者を含むこと。

(4) 児童発達支援センターを運営するにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしている者等でないこと。

(5) 財務内容が適正であること（直近の会計年度において、設置認可申請者の児童発達支援センターを運営する事業以外の事業を含む全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも「財務内容が適正である」に当たらない）。

（認可の条件）

第9条 社会福祉法人以外の者に対して児童発達支援センターの設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 最低基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において、児童発達支援センターを運営する事業に係る区分を設けること。

(3) 児童発達支援センターを運営する事業については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省通知社援発0727第1号）に定める資金収支計算書及び資金収支内訳表を作成するとともに、当該資金収支内訳表においては、同通知に定めるところにより児童発達支援センターの各施設ごとに経理区分を設けること。また、併せて、当該経理区分ごとに、積立預金の累計額を記載した明細表（以下「積立預金明細表」という。）を作成すること。

(4) 市長は、児童発達支援センターの運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該児童発達支援センター設置者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、更に当該児童発達支援センター設置者がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該児童発達支援センター設置者がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取り消しを行うことがあること。

第3章 不動産の貸与を受けて設置する児童発達支援センターの設置認可

（不動産貸与による児童発達支援センター設置認可の基本方針）

第10条 児童発達支援センターの設置認可は、児童発達支援センターの経営を行うために直接必要なすべての不動産について、児童発達支援センターの設置者が所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている場合に認めることができる。ただし、次条から第13条までの規定に該当する場合で、第2条に基づく審査により必要と認められるときは、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて児童発達支援センターを設置することを認めることができるものとする。

（不動産貸与による児童発達支援センター設置主体）

第11条 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて児童発達支援センターを設

置できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 既に第一種社会福祉事業（社会福祉法第2条第2項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業（同法第2条第3項第2号（障害児通所支援事業を営む事業に限る。）又は同項第7号に掲げるものに限る。）を営む事業を行っている社会福祉法人

(2) 社会福祉法人以外の者

（地上権・賃借権の登記）

第12条 不動産の貸与を受けて児童発達支援センターを設置する者は、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、安定的な事業の継続性が確保されると認められるときは、地上権又は賃借権の登記を行わないことができるものとする。

(1) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされていること。

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。

（その他）

第13条 不動産の貸与を受けて児童発達支援センターを設置する者は、前2条のほか、次に掲げる基準に適合することを要するものとする。

(1) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(2) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(3) 社会福祉法人以外の者が不動産の貸与を受けて児童発達支援センターを設置する場合には、前号の財源とは別途、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額をいう。以下同じ。）の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

ただし、1千万円については、地上権又は賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内で当該額を減額することができるものとする。

(4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

第4章 手続

（設置認可の申請）

第14条 設置認可申請者には、法その他関係法令の定めるところに従い、所定の申請書に必要な書類を添付して、市長へ提出させるものとする。

（設置の認可等）

第15条 市長は、前条の規定による設置認可申請について審査を行い、認可する場合は所定の認可通知書を、認可しない場合は所定の却下通知書を設置認可申請者あて送付する。

（変更の手続き）

第16条 設置認可を受けた児童発達支援センターの建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等について変更しようとする者には、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるところに従い、事前に、所定の変更届を市長に提出させるものとする。

2 市長は、前項の変更届を受けたときは、実地確認等の審査を行うものとする。

（廃止又は休止に関する協議）

第17条 休止・廃止申請者には、当該休止又は廃止をしようとする日前において相当な期間の

余裕をもって、市長にその旨協議させるものとする。

(廃止又は休止の手続き)

第18条 休止・廃止申請者には、前条の規定による協議後に、法その他関係法令の定めるところに従い、所定の廃止承認申請書又は休止承認申請書を市長に提出させるものとする。

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、内容を審査のうえこれを適当と認めるときは、所定の廃止承認書又は休止承認通知書を、適当と認めないときは所定の廃止不承認通知書又は休止不承認通知書を休止・廃止申請者に送付する。

第5章 その他

(委任規定)

第19条 この要綱に定めるもののほか、児童発達支援センターの設置認可について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。